

加古川市国民健康保険限度額適用認定等事務要綱

令和3年3月1日市民部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の14の2第1項に規定する認定（以下「認定」という。）及び同条第2項に規定する限度額適用認定証（以下「認定証」という。）に関し、省令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 省令第27条の14の2第1項に規定する保険料は、本市の国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。）とする。

(認定証の交付等)

第3条 市長は、認定を受けた者から認定証の交付申請があったときは、速やかに交付し、認定を受けていない者から認定証の交付申請があったときは、書面により認定証の交付申請を却下する旨を申請者が属する世帯の世帯主に通知する。

2 認定証の交付は郵送で行うものとする。ただし、加古川市国民健康保険課の窓口において運転免許証その他の官公署が発行する身分証明書等の提示があった場合は、この限りではない。

(省令第27条の14の2第1項に規定する市が適当と認める場合)

第4条 認定を受けていない者からの申出があり、当該者が次の各号のいずれかに該当し、納付相談を必要としない場合は、省令第27条の14の2第1項に規定する市が適当と認める場合と判断し、速やかに認定を行い、認定証を交付する。

- (1) 当該世帯主が、申請日前1年以内に市に納付相談を実施している場合
- (2) 当該世帯主が、納付誓約を誠実に履行している場合又は新たに納付誓約を行った場合
- (3) 滞納処分の執行を停止している等、やむを得ず保険料を滞納していると認められる場合

(認定証の有効期間)

第5条 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日（同月に市の国民健康保険の資格を取得した場合は、当該資格取得日）から申請日の属する年度の翌年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合は当該年度）の7月末日までとする。

2 前項の規定による有効期間中に70歳に達する場合は、当該有効期間の終期はその達する日の前日が属する月の末日までとし、75歳に達する場合における当該有効期間の終期はその達する日の前日までとする。

(認定証の更新)

第6条 市長は、認定証を交付した者（前条第2項に規定する場合に該当する者を除く。）に対し、毎年7月末日までに更新確認書（以下「確認書」という。）を送付する。た

だし、認定が出来ない者は、この限りではない。

- 2 確認書の送付があった者のうち、認定証の更新を希望する者は、別に指定する提出期限までに確認書に必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、確認書の提出があったときは、省令第 27 条の 14 の 2 第 2 項に定める申請書の提出があったものと見なす。ただし、この場合に交付する証の有効期間は、確認書の提出があった日の属する年度の 8 月 1 日から当該年度の翌年度の 7 月末日までとする。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の有効期間について準用する。

(準用)

第 7 条 第 5 条、前条第 1 項及び第 2 項の規定は、省令第 27 条の 14 の 4 第 2 項に規定する限度額適用認定証及び省令第 27 条の 14 の 5 第 2 項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について準用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。